

中野区の工事入札における
最低制限価格等の引き上げのお知らせ
(解体工事を除く)

1. 目的

公共工事における品質の向上を図る視点から、工事入札にかかる最低制限価格等の算定基準を国の基準に合わせ改定します(解体工事を除く)。

2. 内容

工事入札にかかる最低制限価格等の算定基準を以下のとおりとします。
解体工事については変更ありません。

(1) 最低制限価格制度における最低制限価格

令和3年度まで	令和4年度から
予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で 下記(ア)~(工)の合計額(+消費税)	予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で 下記(ア)~(工)の合計額(+消費税)
(ア) 直接工事費の97%	(ア) 直接工事費の97%
(イ) 共通仮設費の90%	(イ) 共通仮設費の90%
(ウ) 現場管理費の90%	(ウ) 現場管理費の90%
(工) 一般管理費の55%	(工) 一般管理費の 68%

※ 記載のない項目については、その都度判断する。

(2) 低入札価格調査制度における調査基準価格

令和3年度まで	令和4年度から
予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で 下記(ア)~(工)の合計額(+消費税)	予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で 下記(ア)~(工)の合計額(+消費税)
(ア) 直接工事費の97%	(ア) 直接工事費の97%
(イ) 共通仮設費の90%	(イ) 共通仮設費の90%
(ウ) 現場管理費の90%	(ウ) 現場管理費の90%
(工) 一般管理費の55%	(工) 一般管理費の 68%

※ 記載のない項目については、その都度判断する。

3. 改定日

令和4年度以降に公告・公示するすべての工事請負契約（解体工事を除く）

4. 低入札価格調査制度の失格基準について

あわせて、工事入札にかかる低入札価格調査制度の失格基準を以下のとおり改定します。

解体工事については変更ありません。

〔改定日：令和4年4月1日〕

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
令和3年度まで	92%	85%	85%	50%
令和4年度から	92%	85%	85%	63%

5. その他

- (1) 工事案件の応札にあたっては、十分ご注意ください。
- (2) 工事入札にかかる最低制限価格等の算定式については公表の取扱いとしていますが、算定式適用後の具体的な価格については、従前通り非公表の取扱いとします。

【問合せ先】

中野区総務部経理課契約係
03-3228-8903（直通）